

2023年2月22日

各 位

会社名 株式会社ドラフト  
代表者名 代表取締役 山下 泰樹  
(コード番号 5070 東証グロース)  
問合せ先 上級執行役員 熊川 久貴  
(TEL 03-5412-1001)

## 定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2023年3月30日開催予定の第15回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 定款変更の目的

- (1) 当社は、本日付「監査等委員会設置会社への移行及び役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2023年3月30日開催予定の第15回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。
- (2) その他、上記の変更に伴う字句の修正を行うとともに、文言の整備等所要の変更を行うものであります。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日	2023年3月30日 (木)
定款変更の効力発生予定日	2023年3月30日 (木)

以 上

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1～19</u> (条文省略)</p> <p>第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1</u> 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>2</u> 監査役</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>3</u> 監査役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>4</u> 会計監査人</p> <p>第5条 (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)～(19)</u> (現行どおり)</p> <p>第3条 (現行どおり)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)</u> 取締役会</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(2)</u> 監査等委員会</p> <p style="padding-left: 4em;">(削除)</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(3)</u> 会計監査人</p> <p>第5条 (現行どおり)</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (条文省略)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>1～3</u> (条文省略)</p> <p>第10条～第11条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p> <p>第6条～第8条 (現行どおり)</p> <p>(单元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の单元未満株式を有する株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p style="padding-left: 2em;"><u>(1)～(3)</u> (現行どおり)</p> <p>第10条～第11条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第3章 株主総会</p>

<p>第 12 条～第 18 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社は、取締役<u>6</u>名以内を置く。 (新 設)</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2～3 (条文省略)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設)</p> <p>2 <u>任期満了前に退任した取締役の補欠として、又は増員により選任された取締役の任期は、前任者又は他の在任取締役の任期の残存期間と同一とする。</u> (新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第 12 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第 19 条 当社は、取締役<u>10</u>名以内を置く。 <u>2 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役4名以内を置く。</u></p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 20 条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除)</p> <p><u>3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第 329 条第 3 項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>
---	--

<p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新 設)</p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 26 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 27 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議</p>	<p>(代表取締役)</p> <p>第 22 条 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 23 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に對して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任)</p> <p>第 25 条 <u>当会社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の議事録)</p> <p>第 27 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した取締役に對して記名押印又は電子署名する。</p> <p>第 28 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、<u>監査等委員であ</u></p>
---	--

<p>により定める。</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 29 条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査役及び監査役会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第 30 条 当社は、監査役 4 名以内を置く。</p> <p>(選任の方法)</p> <p>第 31 条 監査役は、株主総会において選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(任期)</p> <p>第 32 条 監査役の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。</p> <p>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第 33 条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 34 条 監査役会の招集通知は、会日の 3 日前</p>	<p>る取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(責任免除)</p> <p>第 30 条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p> <p style="text-align: right;">(削 除)</p>
--	---

<p><u>までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議方法)</u></p> <p><u>第 35 条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会の議事録)</u></p> <p><u>第 36 条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p>	(削 除)
<p><u>(監査役会規程)</u></p> <p><u>第 37 条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>(報酬等)</u></p> <p><u>第 38 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>(責任免除)</u></p> <p><u>第 39 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p>	(削 除)

<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>第 40 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>(報酬等)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第 5 章 監査等委員会</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(常勤の監査等委員)</u></p> <p><u>第 31 条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p><u>第 32 条 監査等委員会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の経手を経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の決議方法)</u></p> <p><u>第 33 条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもって行う。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会の議事録)</u></p> <p><u>第 34 条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p><u>第 35 条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p style="text-align: center;">第 6 章 会計監査人</p> <p>第 36 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等)</p>
--	---

<p>第 <u>42</u> 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>43</u> 条～第 <u>46</u> 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">(新 設) (新 設)</p>	<p>第 <u>38</u> 条 会計監査人の報酬等は代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第 <u>39</u> 条～第 <u>42</u> 条 (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u> (<u>監査役の責任免除に関する経過措置</u>)</p> <p>第 <u>1</u> 条 当社は、会社法第 <u>426</u> 条第 <u>1</u> 項の規定により、<u>第 15 回定時株主総会終結前の行為に関する監査役 (監査役であった者を含む。)</u> の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p>
---	---